

令和4年度第3回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について

報告内容

令和5年2月3日(金)に開催した第3回港区教育委員会いじめ問題対策会議の内容について報告します。

1 日 時

令和5年2月3日(金) 午前10時から11時まで

2 場 所

港区立教育センター 4階 研修室1・2

3 出席者

港 区 港区教育委員会	教育長(会長)	浦田 幹男
	学校教育部長(副会長)	上村 隆
	子ども家庭課長代理子ども・子育て支援係長	寺戸 尚美
	子ども家庭支援センター所長	安達 佳子
	人権・男女平等参画担当課長代理人権・男女平等参画係長	瀬藤 一代
	教育指導担当課長	篠崎 玲子
学 校	区立小学校長会副会長(南山小学校長)	難波 明夫
	区立中学校長会副会長(お台場学園港陽中学校長)	大島 一浩
学識経験者	明治学院大学教授	小野 昌彦
医 学	医師	武石 恭一
心 理	教育センター相談員	林 もも子
福 祉	スクールソーシャルワーカー	淵上 規后子
法 律	学校法律相談弁護士代理	石黒 清一郎
警 察	愛宕警察署生活安全課長代理	東鬼 英彦
	三田警察署生活安全課長代理スクールサポーター	佐藤 公夫
	高輪警察署生活安全課長	二本柳 欣也
	麻布警察署生活安全課長	木下 忠之
	赤坂警察署生活安全課長代理	秋元 史典
	東京湾岸警察署生活安全課長	清水 義和

【オブザーバー】

港 区 港区教育委員会	教育長職務代理者	田谷 克裕
	教育委員	中村 博
	芝浦港南地区総合支所副総合支所長兼管理課長	増田 裕士
児童相談所	児童相談課児童福祉係長	小野寺 芳真

4 議 事

(1) いじめに関する現状について 【資料1】

(2) 学校で起きたいじめの事例について 【資料2】

<意見・質問等>

明治学院大学教授 小野 昌彦 委員	いじめは保護者同士のやりとりに発展する。加害児童保護者が被害児童保護者に会って、直接謝罪をすることは再発防止の観点から必要と考える。資料には保護者同士での謝罪の場について記載がないが、行われたのか。
教育指導担当課長 篠崎 玲子 委員	教育委員会に報告があった際、当然学校に対して謝罪の場を設けるよう指導したが、加害児童保護者が本事例を重くとらえておらず、謝罪の場は設けられていない。引き続き、謝罪の場を設けるよう学校は動いている。
明治学院大学教授 小野 昌彦 委員	本事例は複数で一人の子をいじめていて非常に悪質である。学校関係者以外の第三者を交えて加害児童保護者に事の重大さを伝え、謝罪の場を設定できると良い。被害児童は登校できているのか。
教育指導担当課長 篠崎 玲子 委員	被害児童は登校できている。引き続き加害児童保護者には丁寧な説明をしていく。
学校法律相談弁護士代理 石黒 清一郎	いじめに使われた道具の所有者である関係児童Eも被害者であると考え。関係児童Eへのケアは行っているのか。また、資料にあるとおり、被害児童へは手厚くケアしているが、加害側の中心人物である児童Aに対する指導はどのように行っていくのか。
教育指導担当課長 篠崎 玲子 委員	学校は関係児童Eに対してもケアをしている。たまたま自身が作った道具がいじめに使われてしまった、という認識であり気にしている様子は無かった。被害・加害児童との関係は悪くないが、今後もケアをしていく。 加害児童Aは、日頃の授業態度に課題のある児童である。やってはいけないことをしたら取り出して別室で指導するとともに、改善が見られない場合には出席停止とする方針を加害児童A保護者には説明をしている。現在は加害児童Aの問題となる行動は収まっている。保護者を交えてしっかりと指導したことが、加害児童Aにとっては良かったと捉えている。

(3) 3学期における学校のいじめへの対応について

【資料3】

① 区立小学校長会副会長（南山小学校長） 難波 明夫 委員

(ア) 保護者と連携したいじめへの対応について

議事(2)のように、保護者が学校に警戒心や不信感を示した場合には、学級担任だけで対応するのは困難となるため、管理職で対応し学級担任の負担を軽減するようにしている。管理職が中心となり、被害児童保護者にいじめについての説明と解決策の提示を、スピード感をもって行っていくことが肝要である。

また、被害児童保護者の了解のもと、被害児童と学級担任がやりとりする場を毎日設けることで、徐々に学校への警戒心が薄らいでいくこともある。被害児童保護者にも加害児童からの聞き取りの結果や、学校の見解などを連絡することで、被害児童とその友達との関わり方について見直す契機になる。管理職が被害児童保護者の主訴に寄り添い、事実関係を整理し、学校で対応できることとできないことをはっきりさせながら丁寧に対応していくことが重要である。

さらに、学校と保護者だけで話が上手く進まない場合には、第三者を交えて、両親の悩みを聞いたり子育てについてアドバイスしたりすることで上手くいくことがある。

(イ) 児童主体のいじめ防止の取組について

区では年間3回の「ふれあい月間」を設けている。また、11月、12月には人権週間があり、各学校では道徳や学活の授業を中心に次のような取組を行っている。

- ・いじめは絶対にしてはいけないという態度を育む取組
- ・自分の大切さ、他人の大切さを認識させる取組
- ・いじめ防止の標語を学級ごとに作成する取組

本校の児童アンケートでは、いじめは絶対にしてはいけないと考える児童の割合、自分にはよいところがあると思う児童の割合、安心して発言・発表ができる児童の割合、人と関わって学ぶことが楽しい児童の割合、学校生活が楽しい児童の割合がいずれも9割を超える結果となっている。

② 区立中学校長会副会長（お台場学園港陽中学校長） 大島 一浩 委員

(ア) 保護者と連携したいじめへの対応について

いじめの未然防止という視点で、2つの取組を紹介する。

一点目は、道徳授業地区公開講座である。「友情」、「相互理解」、「生命の尊さ」といった内容項目で公開授業を行い、保護者に参観していただいている。教員が価値観や規範意識を教え込んでいるのではなく、生徒たちが話し合っ、望ましい道徳的価値を導く様子を参観していただいた上で、教員と保護者で意見交換を行っている。

二点目は、生徒のSNSに関する実態調査を行った上で、保護者を対象とした講演会を行っている。実態調査は学校単位のものとなっており、そ

の結果を活用して保護者に啓発を行っている。

(イ) 生徒主体のいじめ防止の取組について

中学校では生徒会を中心に、生徒たちでSNSルールを策定したり、いじめ防止の標語を作ったり、人権に関するポスターを作成したりしている。

部活動では異学年の交流はあるが、部活動以外でも意図的にレクリエーション大会など異学年の交流の機会を作っている。

学級ごとに、生徒一人ひとりの良いところを探し、週末にまとめてその生徒に伝える取組をしている。

<意見・質問等>

明治学院大学教授 小野 昌彦 委員	港区では、来年度から小学校で教科担任制を導入する。学級担任が丁寧に児童の状況を見取っていると思うが、教科担任制にすることにより学級担任が学級の児童とかかわる時間が減少するので工夫が必要と考える。 中学校については、どこまでやってしまうと犯罪になるのか、という教育が生徒にも保護者にも必要と考えるが、その点についてはどのように考えているか。
区立小学校長会副会長 (南山小学校長) 難波 明夫 委員	これまで小学校では、一人の教員が学級経営をしてきた。今回、教科担任制を導入するという一方で、複数の教員の目で児童を見取り児童理解を深めることができるのはメリットであると考えます。 例えば、学級担任の前での言動と、その他の教員の前での言動が異なる児童の場合は、情報を共有して児童理解を深めることができる。
区立中学校長会副会長 (お台場学園港陽中学校長) 大島 一浩 委員	犯罪防止については、警察との連携が必要である。校内のいじめ対策検討委員会に警察の方に来ていただいて、犯罪防止についての助言をいただいている。 今後、保護者会に警察の方に来ていただいて犯罪防止について助言をいただくなど、連携を強化していきたい。
東京湾岸警察署 生活安全課長 清水 義和 委員	SNSに起因する名誉棄損、侮辱などの青少年の犯罪行為については危惧している。単なる喧嘩による怪我や傷は時間が経てば治るものであるが、SNS・インターネットで拡散されたものは消去することが出来ない。 高校生の事例であるが、インターネット上で実名を出されて誹謗中傷され、拡散された。その高校生は、その情報を回収するべく毎日検索していたが、精神的に不安定になり、最終的には改名をした。 小・中学校では、小さな事案からSNSの適切な利用についてしっかり指導していくことが必要である。 犯罪行為については、一件ずつ内容を精査しないと、ど

	こからが犯罪になるか一概には言えない。一般的な視点で犯罪の疑いがあるものについては、遠慮なく警察署に相談をしてもらいたい。
--	---

- (4) 令和4年度「子どもの権利」及び「みなと子ども相談ねっと」に関する  
認知度調査結果について 【資料4】
- (5) 生徒指導提要の改訂について 【資料5、5-2、5-3】

## 5 意見交換

### (1) 明治学院大学教授 小野 昌彦 委員

先ほど警察署から名誉棄損の話が出た。資料1の様態で「悪口」の数が多く、これは被害児童・生徒が直接悪口を言われた件数である。誰かの「悪口」を他の誰かに言っても名誉棄損になるという指導をしておくのと良いと考える。

また、資料2の加害児童Aについては、学校への不適応が考えられる。学校生活に適應できるような個別のケアをしていく必要を感じる。

<回答>

教育指導担当課長 篠崎 玲子 委員

誰かの「悪口」を言うだけでも名誉棄損になるという点については、生活指導主任会などで共有し、どのような指導方法が良いか研究していきたい。

加害児童Aは、学習がよくできる児童である。加害児童Aが熱中できるような課題を個別に与えるなど、学校も工夫していく必要があると考える。

### (2) 麻布警察署生活安全課長 木下 忠之 委員

最近発生した、私立中学校でのいじめの事例について共有する。小中高一貫校に通う被害生徒が交番に来て、いじめの被害を訴えた。内容は、学級の友達に無視をされる、歩いているとスマートフォンで写真を撮られて笑われる、といったもの。また、所属するバレーボール部では、ボールを落としたら罰金を払うというゲームで被害生徒にボールを集中され、三千円以上支払うということもあった。

警察署で話を聞くと、被害生徒は「親にはいじめられていることを言わないでほしい。」と言う。背景として、被害生徒の家庭は良い学校に入るために地方から上京していること、小学校からの持ち上がりの学級で人間関係に変化がないことなどがあげられる。その後、保護者や学校に連絡し、事情を説明した。

資料1にあるように、中学生のいじめの発覚のきっかけで、「保護者からの訴え」が無いのは、本人が保護者に言わないことが考えられる。また、学級の友達全員からいじめられていれば、他の生徒からの申告も無い。本人から意見を吸い上げるアンケートは非常に重要である。

### (3) 高輪警察署生活安全課長 二本柳 欣也 委員

管内の小学校に通う児童数名が、「信号が点滅している間に横断歩道を渡りきる」

という遊びをしていた。先日、その遊びをしていた児童のうち1名が、タクシーのサイドミラーと接触する事故が起こった。軽傷で済んだが、一步間違えば重傷、死亡事故につながりかねない。

小学校の低学年の児童は、大人たちが予想もしない遊びをしていて、それがいじめの発端となりうる。資料1の小学校低学年のいじめの件数の多さを見ると、そのような実態と無関係ではないように感じる。

本件受け、当該小学校に交通安全のチラシを配布してほしいと依頼したが、「児童の情報を伝えないと配布できない。」と断られた。最終的には違うルートから話を通して配ることはできたが、学校には柔軟に対応してもらいたい。

また、資料2について、いじめが発生したのが11月4日で、いじめ問題対策委員会が開催されたのが11月10日になっている。警察では、その日のうちに会議を行うのが常識であるが、もう少し早めに開催することはできなかったのか。

<回答>

教育指導担当課長 篠崎 玲子 委員

学校では、いじめ発生後、被害児童や加害児童からしっかりと聞き取りをして会議を行うという流れがあるため、その日のうちに会議を開催できることは少ない。しかしながら、御指摘のとおり、本事例についてはもう少し早く開催することは可能であったと考える。今後は、被害児童・生徒の安全・安心な学校生活のため、迅速に対応していきたい。その際には、引き続き警察の皆さんのお力をお借りしたい。

#### (4) 医師 武石 恭一 委員

資料5のP.130、131には、「発達支持的生徒指導」について記載がされている。P.131には、「児童生徒の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする」とある。クリニックには小中高一貫の私立学校に通う生徒が受診しているため、医師としては、伝えてほしいことを書いてくれている、と感じる。

また、『困った、助けて』と言えるように適切な援助希求を促す」とある。相談しやすい環境を保障するように書かれており、大変ありがたいと感じる。

特に私立学校の場合は凝集性が高いので、先ほどの事例の被害生徒とその保護者は大変辛い思いをされていることと思う。

最後に、加害児童保護者を呼んで指導をしているということだが、保護者なりに頑張っていることや子育てをしていることが多い。保護者の辛さにも寄り添い指導しないと、本当のことを言ってもらえなくなる。ぜひ保護者の声にも耳を傾けてほしい。

<回答>

区立小学校長会副会長（南山小学校長） 難波 明夫 委員

保護者も子どものために悩んでいる、という認識のもと、保護者も学校も子どものために頑張っていこう、という視点で話し合いをしていくことが重要である。